

学校教育目標

つながりあい 高めあう 心豊かで たくましい子の育成

I めざす学校像

つながり合い 高め合って 「明日も来たい」と思える学校

- (1) 安心して自分らしさを出せる学校
- (2) わかる喜び、学ぶ楽しさが感じられる学校
- (3) 保護者・地域とともに歩む学校

II めざすこども像

- 豊かな感性をもち、自分そして仲間を大切にすることも
- 主体的に学び、高め合い、基礎基本の学力を身につけたこども
- 仲間とともに、自分たちのくらしを切り開いていこうとすることも
- 地域に愛着をもち、誇りに思うこども

III 現状と課題

本校校区では、鈴鹿市人権教育センターや解放センター、市民館を中心として、地域ぐるみで部落差別をはじめ障がい者差別、外国人差別などあらゆる差別をなくし、ともに生きる社会、だれもが安心して暮らせる社会をめざして「人権尊重のまちづくり」が行われている。そうした中、本校も「人権尊重のまちづくり」を主体的に担い、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、ともに生きる社会、だれもが安心して暮らすことができる社会の実現をめざして教育活動を推進していくことを教育活動の基盤とする。

本校には、外国につながる児童が多数在籍し、また、特別な支援の必要がある児童や家庭的な支援を必要とする児童も多い。本校は、こうした教育的に不利な環境のもとにあるこどもをはじめすべてのこどもが、つながり合い、高め合って、自己のもてる力を発揮し安心して自分らしく学校生活を送り、「明日も来たい」と思える学校をめざす。

本校のこどもたちは、素直で感受性が豊かである。一方で、自分に自信をもてなかったり、友だちを一面的にとらえたりする姿が見られ、安心して自分を出し、高め合う友だち関係は築けていない。(1)

また、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果からは、基礎学力の定着が大きな課題として浮かび上がってきている。(2)

保護者や地域の方々には、登下校の見守りや学習支援、ゲストティーチャーとしての授業参画をしていただいている。今後、こどもの姿や学校の教育活動を積極的に発信することを通して、目指す学校の実現に向けて協働する関係をつくっていききたい。(3)

IV 中長期的な重点目標、重点取組

1 学力向上・学力保障

- 新学習指導要領で求められる資質・能力の育成
- 全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果分析を基にした授業改善
- ICTの活用
- 基礎基本の学力の確実な定着
- 外国につながるのある児童の日本語習得と学力向上
- 一人ひとりの児童に応じたきめ細かな指導体制の確立

2 人権教育

【人権感覚あふれる学校づくり】

- 自分の人権とともに友だちの人権を大切にする実践行動力の育成
- いじめや差別を見抜き、しない、させない力の育成
- 仲間づくりの取組
- 個別的な人権問題を解決するための実践行動力の育成

【人権尊重のまちづくり】

- 人権教育センターや解放センター、市民館、地域との連携
- 地域の方の人権学習への参画
- 学校の取組の保護者・地域への発信

3 特別支援教育

- 一人ひとりに応じた切れ目のない支援
- 保護者・保育所・幼稚園・中学校・専門機関等との連携による支援
- 教職員の専門性の向上

4 生徒指導

- 児童理解に基づいた生徒指導
- 生活習慣や学習規律の確立
- 問題や課題への組織的かつ迅速な対応
- いじめの未然防止といじめの積極的な認知
- いじめの解決に向けた組織的で迅速な対応と関係機関との連携
- 「めざせ！日本一あいさつをする小学校」の取組の推進

5 非認知能力の育成

- 「やりぬく力」「自制心」「自己肯定感」「社会性」を大切にした非認知能力の育成

6 長期欠席・不登校対策

- 未然防止・初期対応・自立支援を核とした取組
- 保護者・専門機関と連携した支援

7 地域連携

- 開かれた学校づくり
- 学校運営協議会との協働

8 教職員の時間外勤務の縮減

- 時間外勤務縮減のための目標と方策の設定
- 教職員の心身の健康維持
- 保護者・地域の理解

V 令和8年度の行動計画

1 学力向上・学力保障

- (1) 児童一人ひとりが「わかる喜び 学ぶ楽しさ」を実感できるように授業の改善・充実に努めるとともに、きめ細かな指導を推進する。
- (2) ICTを効果的に活用した学習を研修・推進する。
- (3) 思いや考えを伝え合うことで学びを深める。
- (4) 家庭学習の定着を図る。
- (5) 読書に興味を持たせ、読書習慣を身に付けさせる。
- (6) 外国につながりのある児童の基礎基本の学力の定着を目指す。

- (1)・学習規律を確立する。
 - ・授業参観や研修を行うことで、授業力向上をめざす。
 - ・全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果の分析を全学年が共有し、学校全体で授業改善を推進する。
 - ・個に応じたきめ細かな指導を充実させるために、T Tによる指導を積極的に取り入れる。
 - ・学習支援ボランティアを活用する。
- (2)・授業でのChromebookの効果的な活用について研修するとともに推進を図る。
 - ・毎朝登校後のログイン、持ち帰りでの活用を推進する。
- (3) 自分の思いや考えを伝え合う力を育成する。
- (4) 学年に応じた家庭学習の手引きを発行し、保護者の理解、協力を得ながら学習習慣の定着、充実に図る。
- (5) 朝読・昼読を行う。また、読書体験の幅を広げたり、読書意欲を高めたりするための取組や図書館巡回指導員の積極的な活用を行う。
- (6) 外国につながりのある児童の日本語習得を進め、基礎基本の学力の定着のために、バンドスケールの活用、日本語教室における少人数指導体制の推進、国語に重点を置いた取り出し授業を実施する。

2 人権教育

- (1) 「綴る」「語り合う」活動を基盤として、自尊感情や自己肯定感の育成、他者理解を進め、仲間づくりを推進する。
- (2) 人権教育カリキュラムに沿って、個別的な人権問題の解決に向けた取組を推進する。
- (3) 人権学習の参観や人権学習への参画など、家庭・地域との連携を進める。

- (1) 「仲間づくり」の基盤として、日記や作文などを書くことで、自分を見つめ、それらを交流することを通して、互いに知り合い、認め合える関係を築き、自尊感情・自己肯定感の育成、他者理解を進めることで、仲間としてのつながりを育てる。

- (2)・人権教育カリキュラムに沿って、身の回りの人権侵害や個別的な人権問題を解決するための力を育成する。
- ・いじめや個別的な人権問題を解決する力を育成するために、県の学習指導資料の活用やいじめや差別などの人権侵害をなくしていこうとしている人や施設との出会い学習（地域学習）を推進する。
 - ・「ぬくたいフェスタ」に主体的に参加することを通して、これまでの人権問題に対する自分の在り方を振り返ったり、いじめや差別をなくすために自分や自分たちは何をしていくのかを考えたりして、実践行動につなげる。
- (3) 人権学習の取組を、仲間・家庭・地域に発信する。また、家庭・地域の方にゲストティーチャーとして授業に参画していただく。

3 特別支援教育

- (1) 一人ひとりに合理的配慮に基づいた支援を行う。

- (1)・一人ひとりの困り感を把握し、個に応じた支援を実施する。
- ・支援会議等を開催し、保護者・関係機関と連携した支援を進める。
 - ・支援ファイル等を活用し、とぎれのない支援を行う。

4 生徒指導

- (1) 児童理解に基づいた生徒指導を行う。
- (2) 生活のきまりや学習規律の定着を図り、落ち着いて安心して過ごすことができる学校づくりに組織的に取り組む。
- (3) 「めざせ！日本一あいさつをする小学校」の取組を通して、自分から挨拶ができる児童を増やす。

- (1) 一人ひとりの置かれている状況など背景、生い立ちを把握し、個に応じたきめ細かな生徒指導を行う。
- (2)・落ち着いて安心して学習に取り組む環境づくりのために、生活のきまりや学習規律の定着に組織的・継続的に取り組む。
- ・いじめ等様々な問題に対し関係機関と連携し、組織的かつ迅速に対応・指導する。
 - ・報告・連絡・相談・共有を徹底する。
- (3) 児童会を中心に、ボランティアの方とPTAに支援していただき、あいさつ運動を進める。

5 非認知能力の育成

(1) 「やりぬく力」「自制心」「自己肯定感」「社会性」の非認知能力の育成を図る。

- (1) ・学級目標を4つの力に関連して考える。
- ・行事に向けて準備・練習に取り組む段階で、取組を通して伸ばしたい力を児童と共有し、意識づける。
 - ・児童が非認知能力に関する絵本に触れる機会を拡充する。
 - ・非認知能力について、授業参観、通信、保護者向け学習会等で保護者・地域の方への啓発を行う。

6 長期欠席・不登校対策

(1) 不登校について、未然防止・初期対応・自立支援の充実を図る。

- (1) ・毎日の欠席状況を把握し、欠席の続く児童を早期に発見し、情報を共有する。
- ・必要に応じてケース会議や支援会議を開催し、保護者・S L S・関係機関と連携を図り、組織的に個々の状況に応じた登校支援等を行う。
 - ・不登校の未然防止として、学級づくり・授業づくり・仲間づくりを軸にすえた安全安心で魅力ある学校づくりに取り組む。

7 地域連携

- (1) 学校だより、学年・学級だよりの発行、授業参観などを通し、学校の教育方針や教育活動を発信し、保護者や地域とともによりよい学校づくりを進める。
- (2) 学校運営協議会をもとに、地域との協働を進める。

- (1) ・学校の教育活動や児童の成長の様子を地域に発信するために、定期的に学校だよりや学級・学年だよりを発行する。
- ・保護者の思いや願いを知り、信頼関係を醸成するために、家庭訪問を実施したり電話等で連絡を取ったりする。
 - ・児童アンケートや保護者アンケートの実施と分析を行い、学校運営に反映させる。
- (2) ・学校運営協議会を年6回開催し、熟議した意見を学校運営に反映させる。
- ・家庭学習の定着に向けて、校区運営協議会で家庭学習強化週間の取組を行う。
 - ・学校運営協議会委員による学校関係者評価を行い、学校運営に反映させる。

8 教職員の時間外勤務の縮減

(1) 時間外勤務の縮減を行うとともに、教職員がこどもと向き合う時間を確保する。

(数値目標)

- 1人当たりの月平均時間外労働時間を 30 時間以下とする。
- 時間外労働が年 360 時間を超える職員を 0 人とする。
- 時間外労働が月 45 時間を超える職員を 0 人とする。
- 一人当たりの年間休暇取得日数を昨年度プラス 1 日以上とする。
- 定時退校日の定時退校率を 90%以上とする。
- 放課後に開催する「会議時間 60 分以内」と設定した会議について、60 分以内に終了する会議の割合を 90%以上とする。

- (1) ・効率的な業務実施のために、校務支援システムを活用する。
- ・継続的に声掛けを行うことで時間外勤務縮減の意識化を図る。
 - ・校務分掌による仕事の平準化、協力体制の構築を行う。
 - ・遅くなりがちな職員に対しては、現認して仕事の効率化や平準化を行う。
 - ・会議の精選と効率化（資料の事前配布、提案の仕方の工夫等）、ペーパーレス化を図る。
 - ・17：30～翌日7：30の電話については、留守番電話対応とする。
（休業期間中は、17：00～翌日8：30）
 - ・定時退校日を月2回ずつ設定し定時退勤を促す。また、取組を保護者に周知する。
 - ・教職員の心身の健康維持を促進する。
 - ・時間外勤務縮減について、保護者や地域の理解を得る。